

# 現代における“人を教うるゆえんの道”の姿とは

～“組織的かつ戦略的な教育関与”としての学生支援の充実に向けて～

真殿 仁美・松野 民雄・佐藤 純訟・細井 純枝

城西大学 現代政策学部

## 要 旨

本稿のねらいは、1990年代からこんにちまでの30年以上におよぶ大学改革の流れをふり振り返り、どのような観点から改革の方向性が示されてきたのかを探ることにある。同時に、改革がどのような効果をもたらしたのかについても見極めたい。それらを踏まえ、“人を教うるゆえんの道”である大学のあるべき姿についても展望する。

本稿を通して、答申や報告書などを分析し、こんにちまでの大学改革の流れを分析し考察を重ねた。1991年の大綱以降、答申や報告書などにおいて、多くの特徴的な観点が示され、新しい時代のあるべき大学像を求めて、大学改革が促され続けてきたことがわかった。しかし、大学改革は決して順風満帆ではないことが本稿を通して見えてきた。

ユニバーサル段階、ユニバーサル・アテンダンス型にあるこんにちの大学は、数多くの課題を抱えている。そのようななか、大学において、“組織的かつ戦略的な教育関与”として、徹底的に学生支援に取り組むことで、新しい時代の大学像が見えてくるようになるであろうことを、本稿において指摘した。また、学生支援力を強化し、学生支援体制を充実させることで、大学における教育の質保証を実現し、自律的な改革サイクルとしての内部質保証も円滑に機能することにつながる、という視点についても言及した。これこそが、現代の“人を教うるゆえんの道”の姿なのではないだろうか。

**キーワード：**“人を教うるゆえんの道”、“組織的かつ戦略的な教育関与”としての学生支援、大学改革、教育の質保証

## はじめに ～現代における“人を教うるゆえんの道”とは

「大学」をどのようにとらえたらよいのだろうか。大学は、「五経」のなかの一つ『<sup>らいき</sup>礼記』49篇のなかで、王制、学記、楽記、<sup>ぶんのおせいし</sup>文王世子の諸篇、および『<sup>だいたいれい</sup>大戴礼』<sup>ほふ</sup>保傅篇にも見られ、いずれも学校を指している（宇野 2021：95）という。中国哲学者であり、四書の一つとされる『大学』をはじめ漢学研究で名を馳せた宇野（2021：95-96）は、自ら「大学とは何ぞ」という問いを立て、古代の漢、随、宋の時代において示された解釈を踏まえ、大学は『<sup>はくだい</sup>博大的義』ととらえられていたことを解き明かしている。そのうえで、四書<sup>(1)</sup>の註釈に尽力した朱子（朱熹）が言う“人を教うるゆえんの道”という解釈が適している、との考えを示した。

一方で、現在の大学の起源とされるのは、12-13Cのヨーロッパの大学（中井 2021：3）であると言われている。初期の大学は、教育機関として、聖職者や法曹、医師などの専門職を養成していた。こんにちのように、大学に研究、という役割が期待されるようになるのは、19Cに入ってからであったという（中井 2021：3）。こんにちでは大学の役割はさらに増え、教育、研究、社会貢献の3つの役割<sup>(2)</sup>を有している。

大学という語は、『礼記』が編纂された時代から2000年以上のときが経過し、現在の大学の起源とされる初期の大学が誕生した12-13Cから約900年を経たこんにちにおいても、学校や教育機関を意味し、“人を教うるゆえんの道”であることに変わりはない。では、21世紀の現代社会における“人を教うるゆえんの道”である大学は、どのような姿なのだろうか。本稿では、答申や報告書などにおいて示された、新しい時代の大学像や大学のあるべき姿を検証し、どのような観点から改革の方向性が示されているのかについて明らかにしていく。それらの分析を踏まえ、これまでの改革の効果を探ると同時に、あるべき大学の姿についても考察する。

## 1. 大学改革の行方 ～新しい時代の大学像を求めて

新しい時代の大学像を求めて、答申や報告書などにおいて大学改革の必要性について、こんにちが続くまで数多くの議論が重ねられてきた。特に、1990年代に入り、新しい時代の大学像、また、大学を含む高等教育機関のあるべき姿についての議論が活発に行なわれるようになる。高等教育政策の流れを変える契機になったのは、1991年の大学設置基準の大幅な改正であった。これを機に、規制の緩和が進み、国家による大学の組織改編にかかわる関与は減少し、各大学における自由および責任が強調されるようになっていく。同時に、質の低下を防ぐために、質保証システムに関する議論も本格的に行なわれるようになっていった。

大学設置基準の大綱化を受け、それに則した大学像や、大学のあるべき姿を求める動きも加速していき、答申や報告書、提言など、さまざまなかたちで示されてきた。表1では、1991年の大学設置基準の大綱化以降、新しい時代の大学像や、大学のあるべき姿について提示している主な答申や報告書を中心に挙げた。表現はさまざまではあるが、大綱化から30年以上にわたり、新しい時代の大学像や、大学のあるべき姿を模索し続けていることがわかる。また、答申や報告書の多くの題目に「改善」や「改革」、「充実」などの表現が用いられていることから、現状とは異なる水準を常に目指していることもわかる。

次節から、大綱化からこんにちまで示されてきた、これら数多くの答申や報告書を、第I～IV期に区分し、それぞれの時期に見られた特徴的な観点を拾いながら、新しい時代の大学像や、大学のあるべき姿がどのように模索されてきたのか分析していく。また、30年以上続いてきたこれらの大学改革が、どのような成果に結びついたのか、についても探ってみたい。尚、答申や報告書などでは、大学や高等教育機関、学士課程などさまざまな表現が用いられている。本稿では大学に関する内容を拾いあげ分析を行なう。

## 2. 高等教育政策の転換と質保証議論のはじまり（第Ⅰ期：1990年代初～90年代半ば）

### (1) 大学設置基準の大綱化

1991年は、これからの大学教育の方向性を決める、重要な答申や改正が行なわれた年である。先ずこの年の2月に、大学審議会が「大学教育の改善について（答申）」（以下、「1991年答申」）を公表している。ここでは、各大学において、特色あるカリキュラムの設計ができるよう、大学設置基準の規定を弾力化することについて触れ、設置基準の大綱化と簡素化への要望が盛り込まれていた。各大学の裁量を認めることで、大学自らが自身の責任のもとで、教育研究の不断の改善を図っていく必要も生じることから、自己点検・評価システムを導入することについても言及していた。「1991年答申」ではまた、生涯学習の推進についても取りあげ、大学における生涯学習の推進、昼夜開講制の制度化、編入学定員の設定なども盛り込んでいた。

同年の5月には、大学審議会が「大学設置基準及び学位規則の改正について」を出し、設置基準を大幅に改正し大綱化を図った。この1991年の大学設置基準の改正では、1956年の制度制定以来の方針を転換し、設置基準の規制や管理を大幅に緩和した。川口（1995：354-359）は、この1991年の大綱化を、「大学政策の転換を意味して」と述べ、「教育制度全般にわたる政策転換のなかに位置づけられる」改正であったと指摘している。そのうえで、「厳しい規制・管理を緩和しただけでなく、その規制と一体化していた手厚い保護の方針を捨てて、競争原理の支配する世界に大学を放り込むことを実行した」と分析し、この大綱化が大学改革の引き金となり、カリキュラム改革や組織編成、さらには意識改革にまで及ぶであろうことを指摘していた。

矢野（2007：21-27）<sup>(3)</sup>は、この「1991年答申」と大学設置基準の大綱化の動きをふり返り、これを機に、政府主導の高等教育政策の流れに変化が生じたことを指摘している。また、この時期がバブル崩壊と共振したことも影響し、大学改革に拍車がかかることになった、とも分析している。濱名（2015：49-67）は、「1991年答申」や大学設置基準の改正からもたらされた「規制緩和や大綱化が、質保証とその可視化を求める動き」につながったとの見解を示している。そのうえで、「大綱化・自由化が高等教育の多様化を促進し、結果的に「質保証」に対する関心や必要性の高まり」につながり、「質保証のメカニズムの構築・強化」が図られることになっていった、と述べている。

実際、1991年の大学設置基準改正から、大学改革の流れが急速に進むようになり、なかでも高等教育の質的充実をどのように図っていくのか、が重要な課題として位置づけられるようになっていく。この質保証をめぐるのは、当初は、大学の自己点検・評価は努力義務、という位置づけであったが、1999年以降は、自己点検・評価の公表が義務化されるようになる<sup>(4)</sup>。

## (2) 18歳人口減少を踏まえた量的・質的整備

1991年5月には、「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について（答申）」も出されている。ここでは、1993年度以降に18歳人口が急激に減少することを受け、高等教育の質的、量的な整備の必要性が指摘されていた。質的な面では、学生の学びに配慮した教育プログラムの充実や教育研究環境の水準を高めることなどを挙げていた。一方、量的な面では、入学者の減少が見込まれることから、新增設は基本的には抑制し、地域間格差の是正に向けて地域配置を見直すことなどを盛り込んでいた。

第Ⅰ期にあたるこの時期は、大学設置基準の大綱化・簡素化を受け、規制の緩和と自由化が進み、従来のがんじがらめの高等教育政策から解放された時期にあたる。各大学は、自由化の名のもとで、特色を打ち出すことが求められ、独自のカリキュラム設計や教員編成などの改革に着手し始めるようになる。同時に、それぞれの大学は自らの責任のもとで、教育研究を絶え間なく見直し、質的充実を図ることも求められるようになる。そのため、この時期から質保証への注目も集まり、質保証システムの構築に向けた議論が進み始めた。

## 3. 新しい時代の大学像を求めて（第Ⅱ期：1990年代半～90年代後半）

### (1) 新しい時代を見据えた大学改革

1997年1月の答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」は、2009年までを視野に入れ、2000-2009年までの高等教育の将来像を示した。高等教育を発展に導くためには、多様化と質的向上を図ることが重要になると指摘し、質的向上に向け、教育内容・方法の見直しや厳格な学修<sup>(5)</sup>成果の評価を求めていた。同時に、この1997年の答申では、高等教育をより一層競争的環境へ移行していくことについても触れていた。上述の通り、川口（1995）が観測として示した各大学の競争激化は、この後、着実に進んでいくことになる。

同年の12月には「高等教育の一層の改善について（答申）」も公表され、高等教育の質の充実を図るための方策が示された。ここでは、①大学の理念や目標を明確にする、②教養教育の重要性を再確認する、③学修効果を高める工夫を凝らす、④教育活動の評価を再検討する、などを含み新しい時代の大学像を提言していた。③の学修効果を高めるための工夫として、授業時間における教育以外にも事前学習や復習についての指示を出し、学修効果へとつなげることを盛り込んでいる。成績評価についても、厳格に行ない、より一層責任のある姿勢を示すことを求めた。

これら1997年の二つの答申は、新しい時代の大学像を示すというよりも、教育内容や方法、予習や復習の指示、評価の厳格化など、教育システムの改革に関する細かい指示が多く見られる。全体像を示すよりもむしろ、個別の評価システムの見直しを求める内容であったと言えるだろう。

## (2) 大胆な大学改革を目指して

1998年には、大学審議会は「21世紀の大学像と今後の改革方針について——競争的環境の中で個性が輝く大学——（答申）」（以下、「1998年答申」）を提出し、あるべき高等教育の姿について見解を示した。そこではまず、21世紀の社会状況として、一層流動的で複雑化した不透明な時代であることや、地球規模での協調・共生が必要になる一方で、国際競争力の強化が求められる時代を迎えることになるであろう、との見通しを立て、社会・経済の構造的な変革期に柔軟に対応できるよう大胆な大学改革を手掛けていくことを求めた。

大胆な大学改革として、①課題探求能力の育成、②教育研究システムの柔構造化、③責任ある意思決定と実行、④多元的な評価システムの確立、の4つの基本理念を示した。③では、大学組織の運営体制を整備するように求め、具体的には、学長補佐体制を整えることや、学外有識者の意見を大学運営のための会議に取り入れることができるよう環境整備を行なうことを促した。同時に、大学の情報を積極的に広く公開する制度を整えることも求めている。④では、大学の個性化と教育研究の不断の努力を提言している。各大学が独自性を発揮して取り組んだ事柄に対して、自己点検・評価を実施し、公表を義務化することや、学外者による検証についても努力義務として行なうことを盛り込んだ。また、「1998年答申」では、第三者評価システムの導入についても言及していた。その後、第三者評価制度の一つとして、2004年から機関別認証評価制度<sup>(6)</sup>が導入されることになる。

これら4つの基本理念から、大学組織体制の改革が主たるねらいであったことがわかる。「1998年答申」が提言した大胆な改革は、社会・経済の構造が変化していくなかで、学生への教育を含め、責任ある大学組織運営をいかに確立していくのか、という点に重点が置かれていたと言えるだろう。

当時、この「1998年答申」を分析した矢野（1999：7-24）は、「学生は大学をどう見ているか。この視線抜きに改革を語ることはできないはずである」<sup>(7)</sup>と述べ、大学改革を推し進めるうえで、学生の大学を見る視線（視点）を踏まえ、学生が大学に何を求めているのか、学生の実態はどのようになっているのか、などを的確に見極める重要性を指摘していた。

この「1998年答申」は、さほどボリュームのある文章ではないものの、社会・経済の環境が激変していくなかで、大学をどのようにとらえ直すべきか、責任ある組織運営体制をいかに整えていくのか、という点を重点的に取りあげ、社会における大学の位置づけや、大学が果たすべき役割を再検討していく姿勢も強く示したことから、それまでの答申に比べて、インパクトのある内容であったと言える。

1990年代半ばから後半にかけての答申は、教育システムの改革に関する細かい指示も含め、大学組織運営の体制を構築することなどに焦点をあてていた。この時期は、体制づくりに比重を置いて、新しい時代の大学像を模索していた時期であったと言えるだろう。

表1 1990年代以降の大学、高等教育について記された答申や報告書など

<b>第Ⅰ期：高等教育政策の転換、質保証議論のはじまり（1990年代初～1990年代半ば）</b>	
<b>特徴）</b> 規制の緩和、各大学の裁量が増加、特色を打ち出すカリキュラム改革、生涯学習の充実、質保証システムへの注目、18歳人口減少など	
1991年2月	大学審議会「大学教育の改善について（答申）」
同 年5月	大学審議会「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について（答申）」 大学審議会「大学設置基準等及び学位規則の改正について」
1993年9月	大学審議会「大学入試の改善に関する審議のまとめ（報告）」
1995年9月	大学審議会「大学運営の円滑化について（答申）」
<b>第Ⅱ期：新しい時代の大学像を求めて（1990年代半ば～90年代後半）</b>	
<b>特徴）</b> 大学の組織の運営体制、教育の質の充実、厳格な成績評価システム、学修効果、教育システムの見直し、第三者評価システムなど	
1997年1月	大学審議会「平成12年度以降の高等教育の将来構想について（答申）」
同 年12月	大学審議会「高等教育の一層の改善について（答申）」
1998年10月	大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方針について——競争的環境の中で個性が輝く大学——（答申）」
1999年3月	大学審議会「大学設置基準等の改正について（答申）」
同 年11月	大学審議会「大学設置基準等の改正について（答申）」
<b>第Ⅲ期：新しい観点から論じる大学のあるべき姿（2000年～2000年代後半）</b>	
<b>特徴）</b> 視点の転換、学生主体の大学環境整備、大学の機能別分化、学生相談の充実、グローバル化、国際競争力の強化、大学の個性や特色、第三者評価制度、内部質保証など	
2000年6月	文部省高等教育局「大学における学生生活の充実方策について（報告）——学生の立場に立った大学づくりを目指して——」
同 年11月	大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（答申）」 大学審議会「大学設置基準等の改正について（答申）」
2002年2月	中央教育審議会「大学等における社会人受け入れの状況について（答申）」
同 年8月	中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」
2005年1月	中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」
2007年3月	独立行政法人日本学生支援機構「大学における学生相談体制の充実方策について——「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」——」
2008年12月	中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」
<b>第Ⅳ期：新たな未来に向けた大学づくり（2010年代～こんにち）</b>	
<b>特徴）</b> 学修者の視点と教育の質保証、多様性を受け入れるガバナンス、大学の強み、差別化戦略とブランド戦略、競争力の強化など	
2012年8月	中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」
2014年12月	中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）（中教審第177号）」
2018年1月	一般社団法人国立大学協会「高等教育における国立大学の将来像（最終まとめ）」
同 年11月	中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）（中教審第211号）」
2022年1月	一般社団法人日本経済団体連合会「提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進——主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて——」 <sup>1)</sup>
同 年3月	中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」

注) 1) 経団連による提言は、「グローバル化時代の人材育成について」（2000）をはじめ、他にもある。しかし、ここでは大学に特化した提言のみを挙げた。

出典：文部科学省HP「資料4 大学審議会・中央教育審議会答申の概要」、同「大学審議会答申・報告—概要—」、同「中央教育審議会 諮問・答申等一覧」から。

#### 4. 新しい観点から論じる大学のあるべき姿（第Ⅲ期：2000年～2000年代後半）

##### （1）視点の転換を求めて ～「教員中心の大学」から「学生中心の大学」へ

2000年には、当時の文部省高等教育局が「大学における学生生活の充実方策について（報告）——学生の立場に立った大学づくりを目指して——」（以下、「廣中レポート」）を出し、学生の質的变化を踏まえ、大学における豊かな学生生活の実現を目指し、学生の立場に立った大学づくりを提唱した。新しい時代のあるべき大学の姿を考えるうえで、この「廣中レポート」が果たした役割は大きいと言える<sup>(8)</sup>。

「廣中レポート」では、進学率の上昇に伴い、極めて多様な学生がキャンパスを訪れる時代が到来していることや、「自分さがし」をするために大学に入学してくる学生が増えていること、また、さまざまな心の問題を抱えている学生が増えているなどを指摘し、こんにちの学生が新しい問題に直面している、と分析していた。このような問題に直面していることから、学生自身が学生生活を能動的に送ることができず、自己の目的を達成することなく学修を終え、不登校や休学、退学に至る学生が増えていることも併せて指摘していた。「廣中レポート」は、2000年に出されたもので、ここに記されている内容は、当時の学生の実態についてである。しかし、ここで記された学生の実態は、20年以上経過したこんにちの学生と多くの共通点が見られる。むしろ、こんにちの学生の実態のほうがより深刻で、学生生活に行き詰まりを感じている学生が増えているように思うのは、筆者らだけではないはずだろう。

「廣中レポート」は、今後の大学のあり方として、視点の転換を求めていた。一つ目の視点は、「学生中心の大学」への転換、二つ目は、正課外教育の積極的なとらえ直し、であった。

一つ目の視点は、従来の大学で見られてきた、教員中心、研究中心、学生の教育に対する責任の希薄という状況から、多様な学生に対する、きめ細かな教育・指導に重点を置く「学生中心の大学」へと転換を図ることを求めていたことである。具体的な方策として、多様な学生が入学してくる状況を踏まえ、教員への研修等を通じて意識改革に取り組むことを挙げている。ここでは、学生の人間的な成長や、自立を促すための適切な指導を行なうことは、教員の基本的責任であることを明確に認識することも併せて求めていた。

意識改革は当然ながら職員にもおよび、大学事務職員は、学生と接する機会が多くあることから、学生に対して専門的な助言を行ない、教員にも学生指導について提言や発言できる専門的な能力を備える必要があることにも言及していた。この考えは、教員のみならず職員も協働で、学生指導や学生支援などの大学業務に従事していく重要性を表している。

具体的な方策としてさらに、学生の希望や意見を反映させていくことや、学生自身を大学の活動に活用していくことについても触れている。学生の希望や意見を反映させていくために、正課教育の内容や授業、教育条件の改善など、幅広い分野において適切に取り入れる仕組みを整備していくことを求めている。また、学生を大学の活動に携わらせることは、一人ひとりの学生の自

立した人間としての成長を遂げるための訓練にもつながり、学生に一定の責任を持たせる経験を積み上げていくことを促すものでもあるため、非常に重視していた。大学の活動として、TAの立場で授業の補助に従事するのみならず、下級生への支援に上級生を配置することも含み、学内におけるさまざまな業務に学生を携わらせていくことを提案していた。

「学生中心の大学」への転換を掲げ、教職員への意識変化を求め、学生自らも積極的に大学の活動や業務にかかわることを促すこれらの提案は、20年以上経過したこんにちにおいても十分に有効な視点である。

二つ目の視点は、心の問題を抱える学生が増えていることに注目し、専門的な知識の教授のみならず、教職員がともに、学生と人間的なふれあいを通じ、高い倫理性や忍耐力、意思伝達力、適応力など、価値観が多様化した社会で生き抜くための基本的な能力の涵養に努めることを求め、正課外教育の意義をとらえ直し、積極的に正課外教育を活用する視点を盛り込むことを求めている。大学において正課外教育を推し進めていくためには、学生の自主的な活動を支えるための枠組みが必要になる。そこで、この「廣中レポート」では、各大学に学生に対する指導体制の充実を図るよう促していた。この指導体制には、①学生相談、②就職指導、③修学指導、④学生の自主的活動及び学生関係施設の整備が盛り込まれている。①の学生相談については、学生から幅広い内容の相談が持ち込まれていることを踏まえ、学内外の関係する機関との連携を強化することや、常勤のカウンセラー等を配置し、人的な充実を図る必要性を指摘している。同時に、大学における学生相談をとらえ直すことにも言及し、学生相談は学生の人間形成を促すもので、大学教育の一環として位置づける必要がある、とも述べている。③の修学指導については、入学時のオリエンテーションにおける履修指導の充実を指している。大学教育は、入学時から卒業時までの学生生活を体系的にとらえる必要があり、特に、入学時において、学生が円滑に大学生活に踏み出すことができるよう、きめ細かな指導や工夫したプログラムを導入し、条件を整えるよう求めている。

「廣中レポート」が出されてから20年以上経過している現在においても、内容が色あせることなく、こんにちの大学が抱えているいくつもの課題につながっている。これは、20年以上経過したこんにちにおいても、「廣中レポート」が方策として示した内容についての改善が図られていない、若しくは、これまでの環境整備では追いつかないほどの、より深刻な状況が生じていることを意味していると言えるだろう。

## (2) グローバル化に適応できる人材の育成

「廣中レポート」が提出された2000年の11月には、大学審議会が「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について(答申)」(以下、「2000年答申」)を提出した。この答申では、国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を図るために、①グローバル化時代を担う人材の質の向上に向けた教育の充実、②科学技術の革新と社会・経済の変化に対応した高度で多様な教育研究の展開、③情報通信技術の活用、④学生・教員などの国際的流動性の向上、⑤最先端

の教育研究の推進に向けた高等教育機関の組織運営体制の改善と財政基盤の確保、の5つの視点と改革に向けた具体的な方策を示した。

①は、グローバル化した社会環境のなかで、倫理観や責任感を有して行動できる人材の育成に向けて、教育内容や方法、履修指導を改善することを促していた。具体的には、グローバル化時代に求められる教養を重視した教育の改善充実を図ることや、広い視野を有した人材の育成を目指し、柔軟な教育システムに改めることなどを指していた。特に、外国語によるコミュニケーション能力を育成することや、情報や科学リテラシーを身につけること、などが項目として挙がっていた。

④では、学生や若手教員の海外派遣制度の整備や、留学生を組織的に受け入れるプログラムの開発、大学間交流や国際教育協力の推進を促していた。これらの事柄を実施していくために⑤において、大学の組織運営体制を充実させることや、財政基盤を確保することが挙げられた。

高等教育とグローバル化を前面に押し出した答申は、この「2000年答申」が初めてである<sup>(9)</sup>。これまでも高等教育の将来構想（1997年答申）や、21世紀の大学像（「1998年答申」）などの表現で、大学の将来を示す答申は出されてきたが、グローバル化への対応を前面に掲げた内容は見られなかった。また、高等教育のあるべき姿を模索するうえで、グローバル化と外国語能力の育成を結びつけ、踏み込んだ教育改革を提言するの、おそらく、この「2000年答申」が初めてではなかろうか。21世紀に入ってようやく、教育分野においてグローバル化への具体的な対応を検討するようになっていたのか、と考えると、漠然とした不安と、遅きに失した感を拭い去ることができないのは、筆者らだけではないだろう。

### (3) 高等教育の将来像を模索 ～“危機に瀕している”高等教育の目指す方向とは

2005年には、中央教育審議会が「我が国の高等教育の将来像（答申）」（以下、「2005年答申」）を提出した。この「2005年答申」は、従来、高等教育政策として行ってきた「高等教育計画の策定と各種規制」をする時代は終わり、「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行した、として、今後は、高等教育のあるべき姿や方向性を明確に提示していくことが重要になる、との考えを示していた。ここでは、高等教育のあるべき姿として、2015-2020年ごろまでに想定される高等教育の将来像を描き出すことを模索していた。尚、この「2005年答申」では、“高等教育”という表現を用いて、大学のみならず、大学院、短大、高等専門学校、専門学校を含めていた。

「2005年答申」においては、高等教育が置かれている厳しい状況にも言及していた。「高等教育が近年の社会の変化に真に対応できているのか、十分に高い質を保っているのか、といった点について、大いに問題があると考えられる」、と断言している。また、「教育機能軽視の傾向、度重なる規制改革のなかでの「大学とは何か」という概念の希薄化」が生じ、「我が国の高等教育は危機に瀕していると言っても過言ではない」とも言い切っていた。さらには、「高等教育の危機は社会の危機でもある」とも述べ、高等教育が社会や国家に及ぼす影響を十分に認識し、高等教育側が自らを厳しく変革することを求めている。

この「2005年答申」では、“危機に瀕している”高等教育に対して、早急に取り組むべき重点施策として、①高等教育の量的変化の動向についての関連施策、②高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策、③高等教育の質の保証についての関連施策、④各高等教育機関の在り方についての関連施策、⑤高等教育の発展を目指した社会の役割についての関連施策、の5分野において12の提言が示された。

②では、各高等教育機関において、それぞれが個性や特色を明確に打ち出し、機能別分化<sup>(10)</sup>を推し進めるよう促していた。この機能別分化は、大学の有する研究・教育や職業人育成、総合的教養育成、生涯学習機会の拠点、社会貢献、などの機能に基づき7つに分類している。各大学が、どのような機能に比重を置くのか、自律的な選択に基づき、それぞれ個性や特色を打ち出すことを求めている。ここでは、大学をはじめとする高等教育機関が、それぞれの個性や特色を明確に打ち出すことで、緩やかに機能別に分化が図られていくであろう、とも述べていた。

⑤では、学生支援の充実と体系化について盛り込まれていた。しかし、ここで指摘されている学生支援は、経済的支援のみであった。学生生活全体の支援、というとらえかたではなく、学生への経済的支援のため、というとらえかたであった。

「2005年答申」では、将来像やあるべき姿、個性や特色といった表現が散見される。将来像やあるべき姿として、大学をはじめとする高等教育機関の位置づけや役割を根本から見直す内容が多く見られる。それは、柔軟な構造の教育システムに改変していくことや、往復型社会<sup>(11)</sup>を目指すこと、ユニバーサル・アクセス<sup>(12)</sup>の実現に向けて環境整備を進めること、さらには、機能別分化を意識し大学の役割を見直すことも含め、大学の自律的な選択に基づく個性や特色を打ち出すことを求める内容であった。

大胆な大学改革を求めた「1998年答申」や「2000年答申」などを、さらにグレードアップしたのがこの「2005年答申」であろう。一方で、2000年の「廣中レポート」において指摘された、学生の立場に立った大学づくり、という視点は「2005年答申」では、ほとんど反映されていない。特に、「廣中レポート」が明らかにした学生像の変化、なかでも、心の問題を抱えた学生や、休学や退学に向かう学生が増えていることへの対応については、「2005年答申」では全く触れられていない。報告と答申では、その意味合いは異なるが、大学のあるべき姿を探り提言することについては共通している。大学像のありようを検討するに際しては、学生像の変化、特に、さまざまな問題を抱えた学生が増加していることを見過ごし、またこの問題への具体的な方策を示すことなく、大学改革を推し進めることはできない。その意味で、「2005年答申」は、高等教育機関に位置づけや役割について、根本から見直しを迫る迫力ある答申で、情報量や強い表現も多く見られるにもかかわらず、ややバランスに欠ける内容であった。

#### (4) 教育の一環としての学生支援の充実を求めて

社会環境や大学の状況が変化する中で、あるべき大学の姿や、大学が果たす役割として、学生支援の充実を提示した報告書が提出されたのは、2007年のことである。独立行政法人日本学生

支援機構の学生生活部学生生活計画課が、学生に焦点をあて、大学における学生支援の充実を提示した報告書「大学における学生相談体制の充実方策について——「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」——」（以下、「苔米地レポート」）を出した。

「苔米地レポート」は、大学を取り巻く社会状況が極めて流動的になっていることや、国際化や情報化、ユニバーサル化の進展、大学が全入時代を迎えていることなどを踏まえ、各大学は自らの役割と機能を再考する時期にきている、と指摘していた。そのうえで、入学してくる学生が多様化していることに注目し、大学における学生支援の重要性が高まっていることを理解し、学生支援体制の充実を図ることが急務である、と述べていた。

この「苔米地レポート」は、2000年の「廣中レポート」が示した、教育の一環として学生支援を位置づける考えを踏襲し、大学における学生支援の充実は、大学が果たすべき役割の一つであり、大学全体で学生支援力を強化していく必要があると述べている。また、「苔米地レポート」は、大学のあるべき姿を模索するに際し、学生に注目し、学生が多様化していることを踏まえたうえで、この課題にどう向き合うべきか、大学はどうあるべきか、という視点から論じている。

大学における学生支援は、さまざまな領域にわたる。上述した通り、学生支援の中心的な役割を果たしている学生相談をはじめ、大学事務の窓口での対応や学業・研究指導、正課外教育支援、奨学金などの経済的支援、就職活動支援など、多岐にわたる。「苔米地レポート」では、これらの学生支援を構造的にとらえ、複数の階層において段階的または複合的な支援体制として、学生支援の3階層モデルを構築していくことを打ち出した（図1）。尚、本「苔米地レポート」

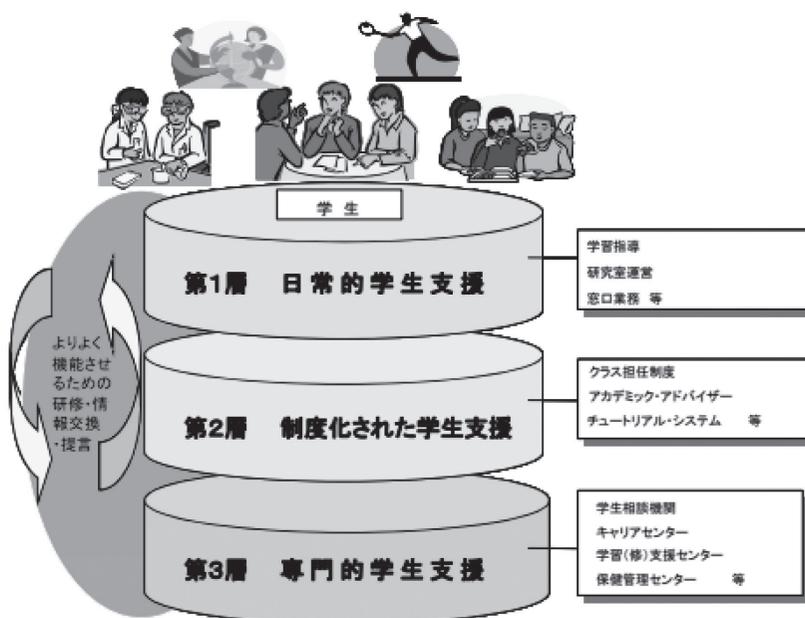


図1 学生支援の3階層モデル

出典：独立行政法人日本学生支援機構（2007）「大学における学生相談体制の充実方策について——「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」——」、p.10。

では、学生支援を、教育および支援活動における相談機能全般を指すとし、学生相談については、カウンセラーによる心理的・専門的援助活動、との解釈を示している。

学生支援の3階層モデルの第1層は、日常的学生支援と位置づけ、教職員が教育や研究、窓口業務などを通じて助言し、自然なかたちで学生の成長を支援することを指す。日常的学生支援は、教職員と学生の間のみで行なうことではなく、学生同士が学生生活のなかで自発的に活動し交流していくことも含まれる。そのため、サークルやクラブ活動などを通じた学生の自主的な活動を促すための必要な環境を整えていくことが重要になる。この第1層は、大学にいるすべての人や部門がかかわり、日常のなかで節度ある接し方を通して、会話や交流を重ねて支援していくことを指している。同時に、その日常的な会話や交流から、学生がどのような状況にあるのか、支援を必要としているのか、などを的確に見極めていく必要がある。学生と接するなかで、不安定さや混乱などの様子が見られた場合は、学内の関係する部門や学外の専門組織と連携を図る必要も指摘されている。このことから、日ごろから学内外とのネットワークの構築も重要になってくることになる。

第2層は、制度化された学生支援を位置づけている。具体的には、クラス担任制度やアカデミック・アドバイザー、チュートリアル・システムなどを想定している。第2層は、学生が入学から卒業に至るまで、個別のニーズに応じて、丁寧に指導や支援していくことを目指している。そのため、場や制度として、少数数クラスやアカデミック・アドバイザー制度を工夫して活用していくことが求められる。また、第2層においても、学生相互の支援を重視している。近年の学生の見られる人間関係の希薄さや、関係構築を苦手とする傾向があることを踏まえ、自然な助け合いを待つだけでは相互支援になかなか発展しないことが指摘されている。そのため、TAや補習サポーター、ピア・サポートなどを活用して、積極的な働きかけを通して、学生同士の支援ネットワークを張りめぐらせていくことも必要であるとしている。

第3層には、専門的學生支援を位置づけている。ここでは、学生の個別のニーズに、専門的に応じることを目指している。主として、学生相談機関や、キャリアセンター、学習（修）支援センター、保健管理センターなどの専門的な部門において、カウンセリングを中心とした学生相談や、進路・就職相談、修学相談などが該当する。「苦米地レポート」では、カウンセリングを行なうカウンセラーの位置づけや配置数についても言及している。それによると、カウンセラーは学生相談機関の核となることから、常勤かつ教員であることが望ましい、としている。また、相談活動に多様性をもたらすために、非常勤も工夫して配置することもすすめている。カウンセラーの配置数としては、最低限の水準で学生数3,000人に対して、カウンセラーを1人配置する、という指標を示している。

第3層における支援は、学内のみならず学外の専門組織との連携や協働も必要になる。学内においてはまず、教職員のスキルを磨き、学生支援力を高めていくために、研修に協力することも求められる。その意味では、第3層は、第1層や第2層を支える役割も有することになる。さらに、「苦米地レポート」では、これら第1～3層の各層における学生支援を充実させていくために、

学生支援体制を統括し、政策決定に直接関与することができる責任者を配置し、一貫性のある総合的な学生支援体制を整備していくことも重要になる、と学内組織の見直しにも言及している。

「苦米地レポート」は、さまざまな課題やニーズを抱えている学生を含め、多様な学生を大学全体で支えるという視点から大学像や大学のあるべき姿をとらえ直し、学生支援力の強化や、総合的な学生支援体制の構築を打ち出している。学生の多様化が進み、大学が自らの機能と役割を再考するにあたり、この「苦米地レポート」が指摘した学生支援力の強化は、極めて重要である。大学がそれぞれ優位性や特色を打ち出す際にも、この学生支援力は大きな影響力を有すると考えられる。入学者募集に向けての宣伝にも、また、地域での活動や交流を行なう際にも、学生支援力はインパクトのある発信を可能にすると考えられる。「苦米地レポート」が出されてからすでに16年が経過している。各大学において、学生支援力の重要性がどれほど共有され、学生支援の3階層モデルの構築が、どの程度進んだのだろうか。

#### (5) 学修成果の可視化と内部質保証への言及

2008年の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（以下、「2008年答申」）は、これまでの答申や報告書における指摘を踏まえ、大学の現状を的確に分析したうえで、実効ある改革の必要性について指摘した内容であった。言わば、これまでの総まとめのような答申である。

「2008年答申」は、グローバル化への対応を前面に押し出した「2000年答申」を踏まえ、大学は社会のグローバル化に対応できる、国際的通用性を備えた、質の高い教育を行なうことが求められている場であることを再確認している。また、「2005年答申」が打ち出した、大学の機能別分化についても触れ、各大学において個性化と特色化が明確に図られてきたことから、機能別分化が着実に進んできたことも認めている。その一方で、「大学とは何か」という問題意識が希薄化し、目先の学生確保が優先される傾向が見られることや、大学の学位が保証する能力の水準があいまいで、国際的な通用性を失う懸念が強まっていることにも言及している。また、これまでの答申や報告書などが取り組みを促してきた、学生の学修活動や成果に関する改革は、改革が実質化していない、とも指摘し、大学が置かれている現状を厳しく分析している。さらに、これまでの改革において、市場化の改革手法を取り入れ、大学間において学生獲得の競争を活発化させ、教育の質向上を図る手法を用いてきたが、この方策では十分な成果を期待することはできない、と言い切っている。

このように「2008年答申」は、これまでの改革をふり返り、厳しい評価を示したうえで、危機感を共有し、大学改革の基本的方向性について各大学の自主性や自律性を尊重するとともに、社会的な合意形成を図りながら、必要な改革を果敢に進めていくことを求めている。

ここでは特に、「2008年答申」が課題として指摘したなかでも、国際的な通用性を失うほどの懸念が生じていると言われる大学の学位、質保証の点に注目したい。ここでは、大学教育の質を維持し向上するためのさまざまな取り組みが展開され、認証評価機関による定期的な第三者評価システムも導入してきたものの、各大学において自己点検・評価への意義に対する理解が乏し

く、PDCA サイクルを稼働させるに至っていないことを指摘している。そこで「2008年答申」は、改革の方向性として第三者評価において、各大学が内部質保証体制を確立できているか、情報公開や説明責任の履行を果たしているか、などの観点を重視することを求めている。“内部質保証”という表現が最初に使われたのは、この2008年答申である（山田・木村2021:15）と言われている。これを機に、各大学における自主的・自律的な質保証への取り組みである、内部質保証の重要性が強調されるようになっていく。その後、第三者評価制度において、内部質保証を重視した評価制度へと転換が図られるのは、2018年以降のことである。

第Ⅲ期は、大学改革が佳境を迎えた時期だったのだろうか。答申や報告書において、多くの重要な観点が示されていたことがわかる。しかも、学生主体の大学への転換や、学生支援力の強化、内部質保証など、これまでの答申や報告書などでは見られなかった新たな視点がいくつも示されていた。大学改革に取り組むうえで、学生を主体に位置づけ、教育システムの充実を図ることの視点は、2010年代に入り“学修者”という表現で再び注目を集めることになる。

## 5. 新たな未来に向けた大学づくり ～差別化戦略とブランド戦略 (第Ⅳ期：2010年代～こんにち)

### (1) 学修者本位の教育へ ～大学の機能別分化が進むか

「2005年答申」が示したのは、2015-2020年ごろまでを想定した大学像、高等教育の将来像であった。中央教育審議会が2018年に出した「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（以下、「2018年答申」）は、2040年を見据えた提言であった。大学を含む高等教育に関する答申は、1954年以降、すでに42の答申があると言われている。答申の提言に基づいて、大学改革が進められる一方で、さまざまな要因や制約を受け、取り組みに至っていない高等教育機関もあるという。この「2018年答申」は、これまでの答申の内容を踏まえ、取り組みが十分に行なわれていないものについて、必要性を再度強調し、2040年に向けた提言を試みたものであった。尚、本答申は、“高等教育”という表現を用いて、大学を含む高等教育機関の2040年を見据えた提言を行なっている。

2040年の展望と高等教育が目指すべき姿として、高等教育と社会の関係を踏まえ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、改善していく姿勢を挙げている。具体的には、予測不可能な時代の到来を見据えて、基礎的で普遍的な知識や理解と汎用的な技能を、分離横断的に身につけていくことを指している。そのうえで、学修者の視点に立ち、学修者本位の教育、学修成果の可視化、学修者が将来学び続けることができる体系へと移行していくことが、高等教育の目指すべき姿としている。「2018年答申」本編は、7章から構成し、今後実現すべき方向性として①学修者の視点に立った教育と質保証、②規模の適正化と社会人・留学生の受け入れ拡大、③強みや特色を活用した地域連携や統合、の3つを示した。

①の学修者の視点に立った教育と質保証では、18歳人口が減少していくなかで、大学をはじ

めとする高等教育機関へやってきた学生が高等教育を通じて何を身につけることができたのか、がより一層問われることになる、という状況を踏まえ、個々人の可能性を最大限に伸長する教育への転換を促している。そのうえで、学修者を中心に据えた教育への転換や、学修者の主体的な学びの質を高めるシステムを構築し、学修者にとっての高等教育機関としてのありかたを検討していくことを求めている。ここでは、多様な学修者を想定し、18歳入学、日本人学生（18歳中心主義）の従来モデルから脱却し、②の社会人や留学生の積極的な受け入れに言及している。入学対象者の拡大は、障害を有する学生も対象としている。障害を理由に、修学を断念することがないように、多様性を受け入れるガバナンスづくりの一環として、教育研究体制において多様性、柔軟性を確保するようにも求めている。

③については、「2005年答申」において、大学の個性や特色、という表現で触れられていた。「2018年答申」では、大学の強みや特色を明確に打ち出し、現時点の強みにとどまることなく、新たな強みを持続的に生み出していくことも求めている。各大学が強みや特色を明確に示すことで、それぞれの大学の役割や機能の分化が加速していくであろうことを、本答申においても指摘している。

「2018年答申」は、基本的に「2005年答申」や「2008年答申」と似通った視点を示していると言える。特に、大学の機能別分化については、「これからも維持していくべきもの」と述べ、機能別分化を推し進める路線を継承していくことを明確に示している。そのうえで“学修者”という視点を加え、学修者を主体とした教育、システムづくりを促している。各大学において、入学してくる学生の状況を踏まえ、個々人の可能性を最大限に伸ばす教育や、学修者の視点からシステムの転換を図ることは、確かに重要である。学生の立場に立った大学改革は、「1998年答申」や「廣中レポート」においても指摘されてきたことである。

では、「2018年答申」が促すように、学修者の主体的な学びの質を高めるシステムの構築や、学修者の視点から高等教育を見直すことで、大学をはじめとする高等教育機関はどこに向かっていくのだろうか。それは、「2005年答申」が示した通り、大学をはじめとする高等教育機関は、緩やかに機能別分化が図られていくことになる。これは、各大学において学修者の視点に立った改革を推し進めていくことで、大学の機能や役割が明確に分化し、各大学の棲み分けがある意味、自然なかたちで形成されていくことを指している。各大学が学修者の水準を見極め、それへの対応として強みや個性、特色を打ち出すことで、各大学の機能や役割はより鮮明に分化し、自然なかたちで棲み分けが進んでいくが、これはより明確に大学の階層化が進んでいくことを意味しているのである。そのことを十分に理解して、各大学は、自身の大学のあるべき姿をどのように描き、個性や特色をどのように打ち出し、いかなる機能や役割を有し、この先の道を切り開いていこうとしているのかを明確に示したうえで、迎合することなく、相当工夫を凝らして、学修者の視点を教育やシステムに組み入れていく必要があると言えるだろう。

## (2) 強みを活用した差別化戦略、ブランド戦略 ～大学の競争力強化

2022年には、一般社団法人日本経済団体連合会が「提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進——主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて——」」を打ち出している。この提言は、経済界が期待する大学教育改革という視点でまとめられたもので、これまでの答申や報告書とは若干視点は異なっている。主として、経済界や企業の採用選考、新しい時代に対応する、といった視点がふんだんに盛り込まれている。その一方で、「2018年答申」などが示した、学修者の視点が非常に弱い。また、「廣中レポート」や「苫米地レポート」において指摘された、多様な学生への対応や学生支援力についての視点は皆無である。しかし、大学教育の質保証や、各大学の強みを打ち出すことなど、いくつかの点で共通した視点も見られる。各大学の強みについては、各大学が自らの強みを踏まえて、強みを活用した差別化戦略や独自性、ブランド戦略を強化し、大学の機能別分化をより一層推し進めていくことを促している。提言は、産学官の協働・連携の重要性を強調し、経済、社会の成長の基盤を強化するため、大学の競争力強化に向けた改革に協力する、と締めくくっている。

提言が示すあるべき大学の姿とは、差別化を図り、ブランド戦略を強化し、競争力を強める大学、ということなのだろうか。差別化やブランド化、大学の競争力強化をめぐることは、山口(2018:246)が非常に興味深い指摘をしている。日本の大学のランキングは、例えば国立大学の場合、旧帝大や旧官立大、新制大学などの設立経緯に由来し、威信の高い大学は優秀な学生や研究費を集めるのに有利であり、結果として教育研究レベルも高まり、それがまた威信を高める循環がすでにすでに出来上がっているという。また、「行き過ぎた競争は、改善させるどころか悪化させる」(山口2018:250)と指摘し、「競争主義的な政策は、大人数で分担して取り組まなければならない事業の改善には役に立たないどころか、全般的な悪化をもたらす」(山口2018:250)とも述べ、財界においても行き過ぎた競争による弊害が生じているにもかかわらず、大学に同様の仕組みを導入しようとする姿勢を批判している<sup>(13)</sup>。

第Ⅳ期においても、あるべき大学の姿を求めて、大学改革は続けていく姿勢が打ち出されていることがわかる。ここで示されたのは、大学の強みや特色を十分に反映させた大学改革であることから、各大学が相当考え、工夫を凝らして取り組むことが求められている。また、その取り組みが、大学の機能別分化にもつながってくることから、十分に理解して方向性を示す必要があるだろう。

## 6. これまでの大学改革への検証と新しい時代の大学像、あるべき大学の姿とは

### (1) 大学は改善できたのか ～求められる大学改革の検証

さて、ここまで1990年代からこんにちまでに、新しい大学像やあるべき大学の姿について記されたいくつかの主要な答申や報告書などを、特徴的な観点を示しながら分析してきた。それぞ

れにおいて鍵となる観点が盛り込まれ、または引き継がれ、大学像やあるべき大学を探ってきたことが見えてきた。一方で、これら答申や報告書などの内容には、温度差があることもわかってきた。特に、こんにちの大学が抱える多様な学生への対応や学修者の視点に立った改革の必要性については、扱いがずいぶん異なっていた。温度差はあるものの一貫していたのは、大学改革を推し進めていくことであった。現状の大学ではなく、あるべき大学の姿を求めて、絶え間なく改革を推し進めていく必要がある、という姿勢はいずれの答申、報告書においても貫かれていた。

では、大綱化以降、新しい大学像やあるべき大学の姿を求めて取り組まれてきた改革は、上手くいったのだろうか。上述の内容から見てもわかるように、上手くいっていないのである。大綱化から10年以上経過した「2005年答申」では、大学は“危機に瀕している”と称され、「2008年答申」においては、“「大学とは何か」という問題意識が希薄化”していると指摘され、そこからさらに10年を経て「2018年答申」では、“さまざまな要因や制約を受け、取り組みに至っていない高等教育機関もある”とまで記された。これら答申からも明らかであるように、これまでの大学改革は決して順風満帆ではないということだ。

吉田（2020：2-13）は、1991年の大綱化以降30年におよぶ大学改革をふり返り、「改革が何をもたらしたのか、改革の効果とは何か、という議論が尽くされないまま、改革が不十分だから効果が出ない、という論理で議論がなされ」改革が進んできた」と指摘し、「今や、改革は手段ではなく目的で」<sup>(14)</sup>と断言している。また、答申などにおいて、大学の個性や特色、強みを打ち出すことを求め続けてきたが、これまでの改革は、「大学の自主性を働かせる余地のない改革」であった、とも述べ、このような状況では、「大学が学生の主体性を育成することなど望めるだろうか」と、疑問も呈している。

30年以上にもおよぶ大学改革から、一体、どのような効果を得ることができたのだろうか。各大学において、これからのあるべき姿を模索する前に、この30年の大学改革をふり返り、検証する必要があると言えるだろう。これこそが、究極の内部質保証につながるのではないだろうか。

## (2) 新しい時代の大学像、あるべき大学の姿とは

本稿の二つ目の目的である、新しい時代の大学像とあるべき大学の姿を展望し、本稿を終わることとした。

本稿の冒頭において指摘した通り、「大学」は、“人を教うるゆえんの道”である。では、ユニバーサル段階、または、万人が全員就学しなければならないと義務的にとらえ、不本意就学者も含むような状態を指すユニバーサル・アテンダンス型<sup>(15)</sup>（杉谷2015：32-37）にあるこんにちの大学において、“人を教うるゆえんの道”はどのような姿になっていくのだろうか。

まず、大学にいるすべての学生が、学問を求めてやってきているのではない<sup>(16)</sup>、という現状を十分に理解しておく必要がある。また、学生が多様化していることも認識しておく必要がある。独立行政法人日本学生機構（2022）の調査では、2021年5月時点で、大学・短大・高専に在籍する全学生323万3,301人の1.26%に当たる4万744人が、障害を有しているという結果が

示されている。その内、2万1,767人が支援障害学生で、大学や短大、高専で授業支援と授業以外の支援を受けている。授業以外の支援は、①学生生活支援、②社会的スキル支援、③保健管理・生活支援、④進路・就職指導、⑤その他の5つの分野で構成している。この中で最も多いのは、③の保健管理・生活支援で、特に専門家によるカウンセリングは群を抜いていた。障害の有無にかかわらず、大学におけるカウンセリングを含む学生相談・学生支援は、年々増加している。独立行政法人日本学生支援機構（2023）は、大学等における学生支援の取り組み状況を調査し、そのなかで学生相談の項目について触れている。前回調査よりも相談件数が増えた項目として、修学上の問題や、精神障害、発達障害、対人関係など、数多くの項目が挙げられていた。この結果から、大学において学生相談のニーズが高まり、同時に、学生支援ニーズも多様化していることがわかる。

これらの状況を踏まえ、大学は何よりも優先して、“組織的かつ戦略的な教育関与”として、学生支援に取り組むことが求められる<sup>(17)</sup>。これこそが、現代における“人を教うるゆえんの道”を指しているのではないか。また、「廣中レポート」や「苦米地レポート」が指摘した通り、大学教育の一環として、学生相談・学生支援体制を構築していくことで、新しい時代の大学像が見えてくるのではないだろうか。さらに、学生支援体制を整え、学生支援を充実させることで、学生生活上で生じるさまざまなリスクを防ぎ、修学上の問題を抱え意欲を低下させ、休学や退学に向かっていく学生を防ぐことも期待できる。これは、大学における教育の質保証にも深く関わってくる<sup>(18)</sup>。加えて、自律的な改革サイクルとしての内部質保証を円滑に機能させることにもつながる。学生支援力を強化し、学生支援体制を充実させることこそが、あるべき大学の姿と言えるだろう。

## おわりに

こんにち、“人を教うるゆえんの道”である大学は、どのような姿なのだろうか。本稿を通して、新しい時代の大学像とあるべき大学の姿を求め、答申や報告書などを分析し考察を重ねた。1991年の大綱以降、答申や報告書などにおいて大学改革が促され続けてきた。しかし、大学改革は決して順風満帆ではないことが本稿を通して見えてきた。

ユニバーサル段階、ユニバーサル・アテンダンス型にあるこんにちの大学は、数多くの課題を抱えている。そのようななか、大学において、“組織的かつ戦略的な教育関与”として、徹底的に学生支援に取り組むことで、新しい時代の大学像が見えてくるようになるであろうことを、本稿において指摘した。また、学生支援力を強化し、学生支援体制を充実させることで、大学における教育の質保証を実現し、自律的な改革サイクルとしての内部質保証も円滑に機能することにつながる、という点についても言及した。これこそが、現代の“人を教うるゆえんの道”の姿であろう。

## 謝 辞

本稿は、2022年度 現代政策学部 学部長所管研究（研究題目：「本学部における障害理解を深める啓発活動に関する基礎的研究」～学生の主体的な取り組みと支え合いの可能性を探る）の成果の一部である。研究への支援に記して謝意を表する。

## 《註》

- (1) 四書は、『論語』、『孟子』、『大学』、『中庸』を指し、儒教の代表的な經典として、広くよまれてきた。しかし、『大学』と『中庸』は、もともと『論語』や『孟子』に並ぶ単行本ではなく、「五経」のなかの一つである『礼記』49篇の中に編入された2篇であったという（金谷 2021：3-6）。そのなかでも『大学』の原文はわずか1753字、字種394で、400字詰め原稿用紙で換算すると4枚半に満たない分量であったという（宇野 2001：3）。『大学』、ならびに『中庸』についての解釈は、金谷（2021）、宇野（2021）を参照。
- (2) こんにちの大学の役割は、教育基本法第2章第7条において「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と定められている。
- (3) 矢野（2007：17-27）は、大学が抱える問題群は、4つの市場化（資金、経営、出口、入口）の圧力が影響していると分析している。そのうち、出口と入り口の市場化による圧力は大きく、大学の行動変容につながり、結果として、学生の行動および教育内容にまで影響を与え、その影響はますます強くなる、と指摘している。そのため、大学経営は、学生のニーズと行動を視野に入れ、大学と学生との関係を重視して行なっていく必要がある、と指摘している。矢野は著書の中で、2000年代半ばの状況についての検証をしているが、こんにちの大学の状況にも当てはまり、深く考えさせられる内容が多く見られる。詳細は矢野（2007）を参照。
- (4) 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（2020）は、日本における大学の質保証のあゆみをふり返り、2003年まで、日本の公的な質保証システムは、設置基準と設置認可審査による事前規制型であったと分析している。2003年以降は、事前規制と事後チェックの併用型による質保証システムを導入し、2004年以降、第三者評価制度の一つとして、機関別認証評価制度を取り入れることになったと説明している。
- (5) 90年代の答申には、「学習」という表記が多用されている。大学における学びを意味する表記は「学修」であることを踏まえ、本稿では「学修」の表記で統一する。一方で、大学の授業時間以外で、事前に準備する（予習）場合は、「事前学習」の表記を用いる。
- (6) 2004年に導入された機関別認証評価制度は、2016年の3月の中央教育審議会大学分科会による「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」において、見直しが進められた。その結果、2018年からは、各大学における自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視し、教育研究活動の質的改善を中心とした評価制度に改められた。
- (7) 矢野（1999：7-24）は、学生の大学を見る視線（視点）を指摘しながらも、「教育は学生におもねることではない」と明確に示している。学生が望む「分かりやすく、役に立つ」授業に向けた努力をしたうえで、厳格な成績評価でなければならない、とも述べている。また、矢野は、この「1998年答申」について、「通読した感想からすると、異論を唱える以前に、奇妙な気持ちに陥ってしまう点がある」と述べ、非常に鋭い視点で分析をしている。「1998年答申」が当時の大学が抱える問題を明確に指摘しているものの、なぜこのような状況が生じているのか、という「なぜ、という点」について触れていないことを指摘し、「わかりやすいけれどもわかりにくいという矛盾した気分になる」とも述べている。
- (8) 吉武（2018：19-28）は、「廣中レポート」が契機となり、国立大学を中心に学生相談の体制整備への機運が高まり、近年の大学等における学生相談体制の整備が進みはじめた、と指摘している。
- (9) 国際化にかかわる答申や報告書は、1996年7月の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方につ

いて（第1次答申）」がある。しかしこの答申は、子どもたちの生活、これからの家庭教育などが主要なテーマで、国際化は章の一部として盛り込まれていた。また、この答申は、大学に特化して国際化への対応を論じた内容ではなかった。他にも、国際化にかかわる答申や報告書として、文部科学省が1990年代半ばから2004年までのリストを公表している。詳細は、本答申、ならびに文部科学省HP「2. 参考資料」を参照。

- (10) 「2005年答申」において示された大学の機能は、①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）、の7つであった。それぞれの大学は、自らの選択に基づいて、これら機能の一部、または複数の機能を併用する、あるいは可変的に対応する。各大学がどのような機能に比重を置く（＝個性や特色の表れ）のかによって、緩やかに機能別に分化していく、と分析している。この大学の機能別分化の視点は、2014年の文部科学省「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議（第10回）」において、富山委員より示されたL型大学、G型大学の発想にも通じるものがあると考えられる。
- (11) この往復型社会とは、高等教育機関と実社会との往復を指している。高まりを見せる生涯学習ニーズに、高等教育機関が応えることで、往復型の社会が形成されていく、という解釈である。
- (12) ユニバーサル・アクセスについては、「2005年答申」の用語解説において取りあげられている。米国の社会学者マーチン・トロウ（Martin Trow 1976）が、高等教育への進学率が15%を超えると高等教育はエリート段階からマス段階へ移行するとし、さらに、進学率が50%を超える高等教育をユニバーサル段階と称していることを踏まえ、ユニバーサル・アクセスは、誰もが進学する「機会」を保証されているという学習機会に着目した概念を指すとしている。
- (13) 山口（2018：254）の言う内容は、的を射た批評である。富士通が行ってきた競争主義によって、愛社精神が失われ、自社を誹謗中傷する社員が生じてきたことなどを例に挙げ、「財界も政府もどうして学習しないのかと思う」、「他方で、大学もまた自らのあり方を反省せねばなるまいとも思う」と述べ、この財界と政府の競争主義の考え方を、「これまでに大学が、学習し考える力を身につけさせないまま学生を卒業させてきたツケを払っている」と指摘している。詳細は山口（2018）を参照。
- (14) 吉田（2020：2-13）は、改革の効果に関する議論が尽くされないまま進められ、手段ではなく目的化しているこれら一連の改革について「当面、この教育改革は続くだろう」と述べている。また、「文部科学省が改革を主導し、大学がそれに従って改革を進めるほど、学生を「自立的な学修者」にするという目的から、離れていかないと限らない」、とも指摘し、「大学はきわめて困難な課題を抱え込んでしまったように思う」と述べている。
- (15) 高等教育への進学率が、50%を超える状態をユニバーサル化と定義したマーチン・トロウ（1976）はその後、このユニバーサル化を、①ユニバーサル・アテンダンス型（万人が高等教育の機会に在学することを強制されるシステム）、②ユニバーサル・アクセス型（万人が生涯のいくつかの時点で、高等教育の機会に出席可能となるシステム）、③ユニバーサル・パティシペーション型（万人が特定のキャンパスや時間の制約なしに、在宅や在勤中に機会を得られるようになるシステム）、3つの段階に区分し、高等教育の弾力性と開放性が一層進展すると予見していたという（杉谷2015：32-37）。詳細は、杉谷（2015）、喜多村（1999）を参照。
- (16) 別府（2016：333）は、林達夫の著書を踏まえ、人間には精神の型があり、学生すべてが大学に学問をしにやってくるのではないと考えてよい、と述べている。別府（2016）、中川（1982）を参照。
- (17) この「組織的かつ戦略的な教育的関与」という表現は、川島（2014：1-6）が、学生支援の質的変化を論じる際に用いた表現である。川島は、大学教育のパラダイム・シフトを受け、学生支援にも質的変化が生じていることを指摘している。そのうえで、従来のような、学生に対する「厚生」的観点だけにとどまる学生支援ではなく、「学生の成長と大学教育」という問題に分け入っていく、新たな「学生支援」の必要性に言及していた。
- (18) 木村（2017：186-201）は、大学の質保証システムとしての認証評価制度において、学生支援・学

生サービスに関する項目があることを指摘し、学生支援は、教育の質保証という観点からも重要な役割を果たしている、と述べている。

#### 参考文献

- 別府昭郎（2016）『大学改革の系譜：近代大学から現代大学へ』東信堂。
- 中央教育審議会（2005）「我が国の高等教育の将来像（答申）」  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm), visited 2023/07/27.
- 中央教育審議会（1996）「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（中央教育審議会 第一次答申）」。
- 中央教育審議会（2018）「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」  
[https://www.mext.go.jp/content/20200312-mxt\\_koutou01-100006282\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200312-mxt_koutou01-100006282_1.pdf), visited 2023/08/10.
- 中央教育審議会大学分科会（2009）「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1283827.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1283827.htm), visited 2023/07/27.
- 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（2020）「基礎資料」  
[https://www.mext.go.jp/content/20200831-mxt\\_koutou01-000009680\\_08.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200831-mxt_koutou01-000009680_08.pdf), visited 2023/08/15.
- 中央教育審議会（2008）「学士課程教育の構築に向けて（答申）」  
[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afiedfile/2008/12/26/1217067\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2008/12/26/1217067_001.pdf), visited 2023/08/16.
- 独立行政法人日本学生支援機構（2007）「大学における学生相談体制の充実方策について——「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」——」  
[https://www.jasso.go.jp/gakusei/publication/\\_icsFiles/afiedfile/2021/02/12/jyujitsuhausaku\\_2.pdf](https://www.jasso.go.jp/gakusei/publication/_icsFiles/afiedfile/2021/02/12/jyujitsuhausaku_2.pdf), visited 2023/08/05.
- 独立行政法人日本学生支援機構（2022）「令和3年度（2021年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」  
[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_syugaku/\\_icsFiles/afiedfile/2022/08/17/2021\\_houkoku\\_2.pdf](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/_icsFiles/afiedfile/2022/08/17/2021_houkoku_2.pdf), visited 2023/02/21.
- 独立行政法人日本学生支援機構（2023）「大学等における学生支援の取り組み状況に関する調査（令和3年度（2021年度）結果報告）」  
[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_torikumi/\\_icsFiles/afiedfile/2022/12/20/1\\_kekka\\_1.pdf](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_torikumi/_icsFiles/afiedfile/2022/12/20/1_kekka_1.pdf), visited 2023/05/05.
- 濱名篤（2015）「質保証の政策評価」（『高等教育研究』第18集）、pp.49-67。
- 一般社団法人日本経済団体連合会（2022）「提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進——主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて——」」  
[https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/003\\_honbun.pdf](https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/003_honbun.pdf), visited 2023/08/05.
- 金谷治（2021）『大学・中庸』岩波文庫。
- 川口昭彦（1995）「「大綱化」のめざすもの」（『化学と教育』第43巻第6号）、pp.354-359。
- 川島啓二（2014）「はじめに～学生支援の最新動向と今後の展望」（独立行政法人日本学生支援機構「学生支援の最新動向と今後の展望——大学等における学生支援の取り組み状況に関する調査（平成25年度）より——」  
[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_torikumi/\\_icsFiles/afiedfile/2021/03/12/h25torikumi\\_houkoku.pdf](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_torikumi/_icsFiles/afiedfile/2021/03/12/h25torikumi_houkoku.pdf), visited 2023/08/17.
- 木村真人（2017）「悩みを抱えていながら相談に来ない学生の理解と支援——援助要請研究の視座から——」（『教育心理学年報』第56集）、pp.186-201。

喜多村和之 (1999) 『現代の大学・高等教育 教育の制度と機能』 玉川大学出版部。

文部科学省 HP 「中央教育審議会 諮問・答申等一覧」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/index.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/index.html), 2023/08/09.

文部科学省 HP 「大学審議会答申・報告 — 概要 —」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/attach/1411733.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/attach/1411733.htm), visited 2023/08/15.

文部科学省 HP (2000) 「大学における学生生活の充実方策について (報告) — 学生の立場に立った大学づくりを目指して —」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/012/toushin/000601.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/012/toushin/000601.htm), visited 2023/07/27.

文部科学省 HP 「大学審議会 「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について (答申)」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/006/gijiroku/020401bd.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/006/gijiroku/020401bd.htm), visited 2023/08/15.

文部科学省 HP 「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議 (第10回) 資料4 富山委員提出資料」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/061/attach/1355383.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/061/attach/1355383.htm), visited 2023/08/13.

文部科学省 HP 「教育基本法」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/about/mext\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/mext_00003.html), visited 2023/08/15.

文部科学省 HP 「資料4 大学審議会・中央教育審議会答申の概要」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/attach/1411732.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/attach/1411732.htm), visited 2023/08/09.

文部科学省 HP 「用語解説」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1335601.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1335601.htm), visited 2023/07/27.

文部科学省 HP 「2. 参考資料 — 国際教育にかかわる答申等について —」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/026/houkoku/attach/1400625.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/026/houkoku/attach/1400625.htm), visited 2023/08/18.

文部科学省 HP 「「21世紀の大学像と今後の改革方策について」 — 競争的環境の中で個性が輝く大学 —」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/006/gijiroku/020401bb.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/006/gijiroku/020401bb.htm), visited 2023/08/05.

中川久定 (1982) 『林達夫評論集』 岩波文庫。

中井俊樹編著 (2021) 『大学SD 講座2 大学教育と学生支援』 玉川大学出版部。

杉谷祐美子 (2015) 「日本のユニバーサル化の担い手は誰か」 (『大学時報』 Vol. 64 (363)), pp. 32-37.

宇野哲人 (2021) 『大学』 講談社学術文庫。

山田礼子・木村拓也編著 (2021) 『学習成果の可視化と内部質保証』 玉川大学出版部。

山口裕之 (2018) 『「大学改革」という病』 明石書店。

矢野眞和 (1999) 「ユニバーサル化への道」 (『高等教育研究』 第2集), pp. 7-24.

矢野眞和 (2007) 『大学改革の海図』 玉川大学出版部。

吉田文 (2020) 「大学「教育」は改善したのか」 (『教育学研究』 第87巻第2号), pp. 2-13.

吉武清實 (2018) 「大学における学生相談の現状と課題」 (『東北大学高度教養教育・学生支援機構紀要』 第4号), pp. 19-28.

What is The Current “The place to educate people” ?  
~Towards Enhancement of Student Support as “Systematic and  
Strategic Involvement in Education”~

Hitomi MADONO, Tamio MATSUNO, Junsho SATO, Sumie HOSOI

**Abstract**

The purpose of this paper is to look back over the 30-plus years of university reform from the 1990s to the present, and to explore from what perspective the direction of reform has been indicated. At the same time, I would like to see what kind of effects the reforms have had. Based on these, we will also look at the ideal form of a university, which is “The place to educate people.”

Through this paper, the authors analyzed reports and analyzed and considered the flow of university reforms up to the present. Since the outline in 1991, many characteristic points of view have been presented in reports and reports, and it has been found that university reforms have continued to be promoted in search of the ideal image of universities in a new era. However, through this paper, we have come to see that university reform is by no means smooth sailing.

Today’s universities, which operate under the universal stage and universal attendance model, have many problems. Under these circumstances, this paper points out that the image of a new era of universities will come into view if they are thoroughly engaged in student support as “Systematic and Strategic Involvement in Education”.

In addition, the perspective that strengthening student support capabilities and enhancing the student support system will lead to the realization of quality assurance for education at the university and the smooth functioning of internal quality assurance as an autonomous reform cycle is also mentioned.

**Keywords**: “The place to educate people”, Student Support as “Systematic and Strategic Involvement in Education”, University Reform, Quality assurance of Education